

障害者権利委員会第 24 会期閉幕

2021/04/01

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 24 会期が閉幕した。バーチャル開催となった今会期では、エストニアの第 1 回報告の審査が行われ、3 件の個人通報が審理された。また、障害者権利条約 27 条(障害者の労働・雇用の権利)に関する一般的意見に関する作業を今後も継続し、関係者との一般討論を 2 回開催することが決定された。さらに、欧州評議会の「生物学と医学の応用に関する人権と人間の尊厳の保護のための条約」追加議定書案と障害者権利条約の不一致について、障がい者の権利に関する特別報告者、障がい・アクセシビリティに関する特使と協働することが決定された。第 25 会期は、対面開催であれば 8 月 16 日～9 月 10 日に開催、7 か国(バングラデシュ、ジブチ、フランス、ジャマイカ、日本、ラオス、ベネズエラ)の第 1 回報告が審査され、バーチャル開催であれば 8 月 16 日～9 月 17 日に開催、2 か国の第 1 回報告の審査が行われる予定である。

移住労働者権利委員会第 32 会期開幕

2021/04/06

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 32 会期が開幕した。今会期はリモートで開催され、チリの第 2 回報告の審査が行われる。開会にあたり人権高等弁務官事務所の代表が挨拶し、チリ政府の同意のおかげで、委員会が同国とバーチャルでの建設的対話をを行うと決定したことを称賛した。また、委員会が移住者のための COVID-19 ワクチンの平等なアクセスに関するガイダンスノートを公表したことについて、この取組みは国際人権メカニズムと地域人権メカニズムの協力の素晴らしい例を示すものであると述べた。

国際ロマ・デーに向けて声明

2021/04/07

国連人権高等弁務官事務所

4月8日の国際ロマ・デーに向けて、少数者の問題に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。今年は国際ロマ会議の第1回開催から50周年となるが、シンティやロマに対するヘイトスピーチがソーシャルメディアで増加している。こうしたオンライン上のヘイトスピーチは国際人権義務違反であり、シンティやロマその他の少数者に対する暴力を引き起こす可能性があり、重点的に規制する措置が緊急に必要である。昨年も、COVID-19ウイルスの拡散をロマに責任転嫁することを含め、オンラインや主要メディアでのロマ等の少数者に対するヘイトスピーチが拡大していることを検討したが、その後に大きな改善はみられない。政府当局はヘイトスピーチを容認するだけでなく積極的に関与している場合もある。各国政府に対し、ロマに対する偏見・ヘイトスピーチ・差別の撲滅措置の強化、効果的な実施・監視を最優先に行うよう求める。

強制失踪委員会第 20 会期開幕

2021/04/12

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会はオンラインによる第 20 会期を開幕した。今会期では、強制失踪条約の実施に関するモンゴルとスイスの第 1 回報告、コロンビアの補足報告の審査が行われる。人権高等弁務官事務所の代表は、委員会が複数の条約 10 周年記念行事を行ったこと、COVID-19 における強制失踪に関して強制・非自発的失踪作業部会と共同ガイドラインを採択したこととを称賛した。また、昨年 9 月の前会期以降、新たに 44 件の緊急行動の要請があり、これまでの緊急行動の登録総数は 1013 件になったことから、この数は、委員会に対する被害者の信頼と委員会の活動の継続の重要性を示す証左であると述べた。さらに、パンデミックにより対面会議ができない中、委員がリモートで各国との建設的対話を継続すると決定したことを称賛した。委員長は、強制失踪被害者は相当数増加し続けているにも関わらず、前会期以降、新たに批准した国がないことは遺憾であると述べた。

住労働者権利委員会非公式会合 COVID-19 パンデミック等を討議

2021/04/14

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会は、締約国その他の関係者と非公式会合を開き、COVID-19 パンデミックの移住者への影響、移住労働者権利条約の批准、委員会の活動等を討議した。委員長は、世界中で COVID-19 が大惨事をもたらす中、移住労働者とその家族は最も脆弱な状況にあり、清潔な水や医療へのアクセスが困難になっている事態を説明した。しかしながら、彼らの多くが保健・食糧・工場・輸送・ケア・レストラン等の必要不可欠と考えられる分野で働いているので、COVID-19 に積極的に対応していると述べた。そして、条約の実施と新たな批准が重要であるが、最近のフィジーとトーゴの批准を加えても、現在の締約国は 56 カ国にすぎないと述べた。副委員長は、各国のパンデミック対策は全ての人々の利益になり、表現の自由や一括送還されない権利等の移住労働者の権利を尊重したものでなければならないことを強調した。

本の処理水海洋放出決定を遺憾とする共同声明

2021/04/15

国連人権高等弁務官事務所

日本政府が東日本大震災で破壊された福島第一原発の処理水を海洋放出すると決定したことについて、毒物と人権、食糧の権利、人権と環境に関する3名の特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。100万トンの処理水の海洋放出は、日本の内外の人々の人権享受に大きな危険をもたらす。多くの人々の生活と環境全体への影響を考えると、日本政府の決定は非常に懸念されるものである。この方法については何年も討議され、2011年の災害に襲われた漁業者等の地元のコミュニティ、環境NGO、近隣諸国、市民社会から懸念が提起されていた。専門家が他の選択肢があると確信しているにもかかわらず、この決定に至ったのはとりわけ残念なことである。日本政府に対し、有害物質への曝露の防止、海洋放出がもたらす危険の環境影響評価の実施、越境環境被害の防止、海洋環境の保全の国際義務を想起するよう求める。

移住労働者権利委員会第 32 会期 一時中断

2021/04/16

国連人権高等弁務官事務所

オンラインで開催されていた移住労働者権利委員会第 32 会期が本日午後、一時中断されることとなった。会期は 4 月 29・30 日に非公開で再開される。今会期では今日までに、初のリモートでの締約国報告審査が行われた。審査されたチリの第 2 回報告について、本日の会合で総括所見が採択された。また、締約国その他の関係者との公開の会合も行われた。さらに、移住労働者とその家族の自由と恣意的抑留を受けない権利に関する一般的意見 5 号変更案の読み上げが開始された。これに関する追加の 2 会合が 4 月 29・30 日に行われる予定である。加えて、移住者の権利に関する特別報告者と意見交換が行われ、COVID-19 パンデミック下での移住労働者の効果的保護に関する協力継続方法が討議された。人権高等弁務官事務所の移住チームとの討議も行われた。第 33 会期の開催予定は暫定的に 9 月 27 日～10 月 8 日となった。

人種差別撤廃委員会第 103 会期開幕

2021/04/19

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会がバーチャルで行う第 103 会期が開幕した。今会期では、ベルギーの報告審査が行われる。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、委員会が初めてオンラインで行う締約国の報告審査を歓迎した。そして、COVID-19 パンデミックによって地球上のあらゆる所で不平等が深刻化しており、特にアフリカ系の人々、先住民族、移住者、難民、庇護希望者等の最も脆弱な人々が影響を受けていると述べた。さらに、こうした状況のなか、アジア人・アジア系の人々等に対する人種差別・偏見・ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの増加が報告されていると述べた。また、委員会が COVID-19 に関する声明のなかでワクチンへのアクセスは無差別であるべきと強調したことに触れ、国際社会がワクチンをあらゆる場所・あらゆる人々にとって利用可能なものとするよう求めた勧告に従うことを全ての人々が期待していると述べた。

拷問禁止委員会第 70 会期開幕

2021/04/26

国連人権高等弁務官事務所

オンラインで行う拷問禁止委員会第 70 会期が開幕した。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、コロナウイルス危機のなか、世界中のあらゆる地域で制度・手続の失敗のために無数の子ども・女性・男性が拷問・虐待を受ける危険性が高まっており、かかる状況において、本委員会その他の条約機関の積極的な関与がこれまで以上に重要になっていくと述べた。また、委員会は拷問等禁止条約締約国から提出された 40 の報告書に関する活動、総括所見のフォローアップに関する活動を続けていること、また、条約 22 条に従って条約違反を訴える 65 の個人通報を登録し、42 の暫定措置を発したこと、さらに、個人通報 25 件に関して、4 件を受理不能、20 件を審理保留、1 件の審理を次会期に延期としたこと等の報告もあった。しかし、締約国の報告書の審査は行えず、未処理の報告書が滞留していること、個人通報の本案の検討もできないことにも言及があった。

拷問禁止委員会第 70 会期閉幕

2021/04/28

国連人権高等弁務官事務所

4月 26 日からバーチャルで開催されていた拷問禁止委員会第 70 会期が閉幕した。今会期では、ベラルーシ、チリ、チェコ、ノルウェー、カタール、ロシア、セネガルに関する定期報告に先立つ事前質問事項が採択された。また、拷問等禁止条約 20 条[委員会の調査]に従つて提出された様々な事例に関する分析が非公開で行われた。さらに、次会期でベルギーの第 4 回報告のオンライン審査を行うことが決定された。これについて委員長代行は、オンライン審査は強制ではなく、各国が任意に選択すべきという原則に基づいており、将来対面での会期が再開された際の前例を作るものではなく、今回の決定はあくまでもパンデミックを考慮した例外的なものであると強調した。第 71 会期は 7 月 12~30 日に開催される予定である。

人権理事会普遍的定期審査作業部会開催の予定

2021/04/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会普遍的定期審査作業部会第 38 会期が 5 月 3~14 日に開催される。今会期では、ナミビア、ニジェール、モザンビーク、エストニア、ベルギー、パラグアイ、デンマーク、ソマリア、パラオ、ゾロモン諸島、セーシェル、ラトビア、シンガポール、シェラレオネの 14 か国の審査が行われる。COVID-19 による制限のため、会合は対面とリモート参加を組み合わせて行われる。このやり方はすでに作業部会第 36 会期(2020 年 11 月)、第 37 会期(2021 年 1 月)で合意されており、その後の人権理事会第 46 会期でも採用されている。国連欧州本部でのサイドイベントは開催されない。会議室への入場人数は制限され、メディアにはウェブキャストの利用が奨励されている。作業部会第 38 会期の成果文書は、人権理事会第 48 会期(2021 年 9 月)で採択される予定である。

人種差別撤廃委員会第 103 会期閉幕

2021/04/30

国連人権高等弁務官事務所

4月 19 日からリモートで開催されていた人種差別撤廃委員会第 103 会期が閉幕した。今会期では、初めてのオンラインでの定期報告審査がベルギーについて行われ、総括所見と勧告が採択された。また、アジア人・アジア系の人々に対する人種差別、特にヘイトクライム・ヘイトスピーチの増加に関する声明が採択された。声明で委員会は、COVID-19 パンデミックにおいて、アジア人・アジア系の人々がウイルス拡散に関する偏見・名指し・スケープゴート・非難の犠牲となっており、最近では、彼らに対する人種主義的暴力、暴力の威嚇、身体的ハラスメント、学校での子どものいじめが高まっていることを警告した。そして各国政府に対し、人種的動機によるあらゆる形態の暴力を明確・無条件・公に拒絶・非難し、アジア人・アジア系の人々に対する人種差別の防止措置を採択するよう求めた。第 104 会期は 8 月 4~26 日の期間内に開催される予定である。